

長浜市告示第176号

長浜市農業経営持続・効率化支援事業補助金交付要綱（令和6年長浜市告示第156号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「及び農業における環境負荷の低減」を削り、「小規模農家や集落営農組織が取り組む生産の効率化や省力化の推進に必要な人材育成並びに農業用機械及び施設等の導入」を「農業者及び集落営農組織等の経営継続又は生産の効率化・省力化の推進に必要な農業用機械等の導入及び次世代の人材育成」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売農家 市内に住所を有し、栽培した農産物を出荷販売する個人農業者
- (2) 農業法人 市内に住所を有し、栽培した農産物を出荷販売する法人
- (3) 任意組織 市内に住所を有し、農業に従事する者3人以上で構成される集落営農組織等の任意組織
- (4) 構成員等 販売農家、農業法人に常時雇用されている者若しくは農業法人の役員又は任意組織の構成員

第3条第1項中「事業区分」の次に「、補助対象者」を加え、「補助率等及び補助条件等」を「補助率及び補助金額の上限並びに補助条件等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、補助対象者は、この要綱による補助金の交付申請時において納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないものとする。

第8条に次の2項を加える。

- 2 補助事業者は、耐用年数が経過するまでの期間において、導入した農業機械等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が、導入した農業機械等を処分した場合において、当該農業機械等の処分により当該補助事業者に収益があると認めるときは、当該収益の全部又は一部を市に納付させることができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助金額の上限	補助条件等
----	-------	--------	--------------	-------

区分				
小規模農業者営農継続支援事業	<p>販売農家等又は任意組織のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 経営面積が11ヘクタール未満のもの</p> <p>(2) 地域計画の目標地図（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の地域計画をいい、同条第3項に規定する地図をいう。）に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれるもの</p>	農業経営に必要な農業機械等の購入に係る経費	補助対象経費の10分の3以内とし、30万円を上限とする。	<p>(1) 1事業者当たり1回限りとする。</p> <p>(2) 補助対象経費の合計が30万円に満たないものは、補助の対象としない。</p> <p>(3) 中古機械の導入については、販売事業者を介しての購入であり、安全上及び使用管理上問題がなく、残存耐用年数が2年以上のものであること。</p> <p>(4) 年間利用料、通信料、機械登録料、受講料、保険料その他の機械本体の購入費用以外の経費及びパソコン、タブレット、スマートフォンその他農業以外に汎用性があり目的外使用が得るもの</p>

				は、補助の対象としない。
スマート農業導入補助事業	販売農家等又は任意組織のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの (1) 経営面積が11ヘクタール以上のもの	次に掲げるいずれかのスマート農業技術の導入に係る経費 (1) 自動操舵システム（後付け型のみ） (2) 農業用ドローン (3) リモコン草刈り機又は水田除草ロボット (4) アシストスーツ (5) AI・IoT機能を用いて遠隔で生産に必要な環境要素を制御できる装置	補助対象経費の10分の3以内とし、80万円を上限とする。	(1) 1事業者当たり1回限りとする。 (2) 補助対象経費の合計が30万円に満たないものは、補助の対象としない。 (3) 年間利用料、通信料、機械登録料、受講料、保険料その他の機械本体の購入費用以外の経費及びパソコン、タブレット、スマートフォンその他農業以外に汎用性があり目的外使用ができ得るものは、補助の対象としない。
農業者育成事業	販売農家又は構成員等のうち、申請時の年齢が50歳未満のもの	農業の基礎及び専門的な技術を習得するために必要な経費で次に掲げるもの。 (1) 授業料及び授業テキスト代 (2) 資格取得に係る受験料	補助対象経費の10分の3以内とし、3万円を上限とする。	次に掲げる経費に該当する場合は、補助の対象としない。 (1) 旅費、通信教育費並びに受講及び試験を伴わない参考図書の購入費 (2) 過去に補助を受けたもの

				と同じ内容の再受講・再試験に係る費用
--	--	--	--	--------------------

別表第2（第4条関係）

事業区分	添付書類
小規模農業者営農継続支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営面積が分かるもの</li> <li>(2) 見積書及びカタログ</li> <li>(3) 残存耐用年数を客観的に証するもの（中古機械の場合）</li> <li>(4) 定款又は規約（農業法人又は任意組織に該当する場合）</li> <li>(5) 構成員名簿及び機械の共同利用に係る管理運用規程（任意組織に該当する場合）</li> </ul>
スマート農業導入補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営面積が分かるもの</li> <li>(2) 見積書及びカタログ</li> <li>(3) 定款又は規約（農業法人又は任意組織に該当する場合）</li> <li>(4) 構成員名簿及び機械の共同利用に係る管理運用規程（任意組織に該当する場合）</li> </ul>
農業者育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 研修計画書</li> <li>(2) 研修等の内容が分かるもの</li> <li>(3) 申請者の生年月日を証するもの</li> <li>(4) 直近の農業所得が分かるもの（販売農家に該当する場合）</li> <li>(5) 構成員等であることを証するもの（構成員等に該当する場合）</li> </ul>

別表第3 集落営農等経営継続支援事業の項を削り、同表スマート農業機械導入補助事業の項中「スマート農業機械導入補助事業」を「スマート農業導入補助事業」に改め、同表スマート農業設備導入補助事業の項及び水稻無農薬栽培支援事業の項を削る。

別表第3の次に次の様式を加える。

別記様式（第8条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

住所  
氏名  
連絡先

年度において長浜市農業経営持続・効率化支援事業で取得した機械等を処分する必要が生じたので、下記のとおりその承認を申請します。

記

1 処分する機械等の概要

機械等の所在地	
機械等の種類、規格、規模等	
事業費（うち補助金）	円（ 円）
取得年月日	年 月 日

2 処分する理由

- 法人化（法人名： ）
- 経営継承（継承先： ）
- その他（ ）

3 承認申請に係る事項

処分予定年月日	年 月 日
機械等の処分方法及び 処分後の利用計画	
処分額	

4 添付書類

減価償却資産台帳

処分により収益が見込まれる場合は、収益の内容が分かる資料

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。  
(告示の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし第6条から第9条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。